

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例

1 改正の趣旨

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、条例の基準である厚生労働省令が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

2 改正の概要

施設長が兼務できる事務所の範囲について、同一敷地内における他の社会福祉施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

3 施行期日

令和6年4月1日